

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告示**
- 指定納付受託者から変更の届出があった件 二六
  - 指定公金事務取扱者に公金の収納の事務を委託した件 二六
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六
  - 県営土地改良事業計画を変更した件二件 二六
  - 道路の区域を変更する件二件 二六
  - 道路の供用を開始する件 二七
  - 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 二七
- 公告**
- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 二七
  - 河川整備計画を変更した件 二七

## 告示

**福島県告示第四百三十六号**  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二に規定する寄附金の納付事務に係る指定納付受託者から次のとおり変更の届出があった。  
 令和八年六月十六日

- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 指定納付受託者の名称  
株式会社トラストバンク
  - 二 変更事項  
事務所の所在地  
（変更前）東京都品川区上大崎三丁目一番一号  
（変更後）東京都港区北青山二丁目十四番四号

（税務課）

### 福島県告示第四百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。  
 令和八年六月十六日

- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 指定公金事務取扱者の名称  
社会福祉法人日本保育協会
  - 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地  
東京都千代田区麹町一丁目六番地二
  - 三 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和七年四月一日
  - 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
    - 1 保育士登録申請手数料
    - 2 保育士登録証書換え交付手数料
    - 3 保育士登録証再交付手数料
  - 五 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和八年四月一日
- （子育て支援課）

### 福島県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和八土地改良区から令和八年五月二十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月九日認可した。  
 令和八年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄  
 （農村計画課）

### 福島県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、神谷地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 令和八年六月十六日

- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
  - 二 縦覧の期間

令和八年六月十七日から  
同 年七月六日まで (二十日間)

三 縦覧の場所  
いわき市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。  
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。  
(農村計画課)

**福島県告示第四百四十号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第十六項の規定により、西真野地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和八年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年六月十七日から  
同 年七月六日まで (二十日間)

三 縦覧の場所  
南相馬市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。  
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。  
(農村計画課)

**福島県告示第四百四十一号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和八年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方西会津線	喜多方市山都町小舟寺 字蛇崩三五一四番一四 地先から 同 市山都町小舟寺 字杉ノ巻乙二六〇八番 六地先まで	変更前 A 一一・五 三二・五	A 一一・五 三二・五	四九〇・〇
	喜多方市山都町小舟寺 字杉ノ巻乙二六〇八番 六地先から 同 市山都町小舟寺 字南長峯乙二六六六番 一地先まで	変更後 A 一一・五 七七・〇	B 九・〇 三七・一	七〇〇・〇
同	喜多方市山都町小舟寺 字南長峯乙二六六六番 一地先まで	変更前 B 九・〇 四一・三	B 九・〇 四一・三	七〇〇・〇
	喜多方市山都町小舟寺 字蛇崩三五一四番一四 地先から 同 市山都町小舟寺 字南長峯乙二六六六番 一地先まで	変更後 C 九・〇 七七・〇	C 九・〇 七七・〇	一、一〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和八年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方会津坂下線	喜多方市豊川町米室字道端五五七七番五地先から 同 市豊川町米室字道端五五四〇番九地先まで	変更前 A 一一・三 二一・五	A 一一・三 二一・五	五四・〇
	喜多方市豊川町米室字道端五五七四番九地先から 同 市豊川町米室字道端五五四〇番九地先まで	変更後 B 二一・〇 二一・四	B 二一・〇 二一・四	五五・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和八年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道喜多方会津坂下線	喜多方市豊川町米室字道端五五七七番五地先から 同 市豊川町米室字道端五五四〇番九地先まで	令和八年六月二六日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。  
令和八年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称追越
  - 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示次に掲げる地番の土地に存する一点から二六点までを順次結んだ線及び二六点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域  
石川郡浅川町大字染字追越七六番一
- |    |                 |                  |
|----|-----------------|------------------|
| 一点 | 北緯三七度〇五分三七秒〇三二八 | 東経一四〇度二三分五二秒二七〇一 |
| 二点 | 北緯三七度〇五分三七秒二二〇五 | 東経一四〇度二三分五二秒二二〇四 |
| 三点 | 北緯三七度〇五分三七秒五〇六九 | 東経一四〇度二三分五〇秒九一三二 |
| 四点 | 北緯三七度〇五分三七秒八九四二 | 東経一四〇度二三分五二秒三三二一 |
| 五点 | 北緯三七度〇五分三八秒一〇四一 | 東経一四〇度二三分五二秒二二六六 |
| 六点 | 北緯三七度〇五分三八秒三三三五 | 東経一四〇度二三分五二秒五五二三 |
| 七点 | 北緯三七度〇五分三八秒八六五九 | 東経一四〇度二三分五二秒六六三九 |
| 八点 | 北緯三七度〇五分三九秒一一〇九 | 東経一四〇度二三分五二秒三三六九 |
| 九点 | 北緯三七度〇五分三九秒四〇九二 | 東経一四〇度二三分五〇秒六一一八 |

